【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月26日
【会社名】	ナガイレーベン株式会社
【英訳名】	NAGAILEBEN Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　澤登　一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区鍛冶町二丁目１番10号
【電話番号】	03-5289-8200（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　徳江　健
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区鍛冶町二丁目１番10号
【電話番号】	03-5289-8200（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　徳江　健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成30年11月22日開催の当社第69期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年11月22日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

① 期末配当に関する事項

(イ) 配当財産の種類

金銭といたします。

(ロ) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式１株につき金60円

総額　1,994,786,940円

(ハ) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年11月26日

② その他の剰余金の処分に関する事項

(イ) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　1,500,000,000円

(ロ) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　1,500,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、澤登一郎、斉藤信彦、朝井克司、山本康義、新谷欣哉、徳江　健の各氏を選任するものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役として、荻野和孝、城見浩一、三嶋浩太の各氏を選任するものであります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

役員報酬制度の見直しの一環として、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式を割り当てることとし、譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権は、2016年11月25日開催の当社第67期定時株主総会において承認をいただいている年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）で支給し、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとするものであります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する役員退職慰労金制度を廃止することとしたことに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名に対し、これまでの労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社の定める基準に従い、総額263百万円の範囲内の退職慰労金を打切り支給することとし、支給の時期は各氏の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役会に一任いただくものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	307,771	70	0	（注）１	可決99.90
第２号議案					
澤登　一郎	304,013	3,830	0	（注）２	可決98.68
斉藤　信彦	306,899	944	0	（注）２	可決99.62
朝井　克司	306,897	946	0	（注）２	可決99.62
山本　康義	306,897	946	0	（注）２	可決99.62
新谷　欣哉	306,896	947	0	（注）２	可決99.62
徳江　健	306,896	947	0	（注）２	可決99.62
第３号議案					
荻野　和孝	303,948	3,895	0	（注）２	可決98.66
城見　浩一	256,483	51,359	0	（注）２	可決83.25
三嶋　浩太	307,643	200	0	（注）２	可決99.86
第４号議案	306,801	1,042	0	（注）１	可決99.58
第５号議案	295,837	12,006	0	（注）１	可決96.03

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上